

第3回家族介護教室
移動・移乗の際の基本的な考え方と介助のコツ

対区内在住の方

日9月26日(土)午後2時～4時

場特別養護老人ホーム東京敬寿園(上祖師谷7-1-1)

講同ホーム職員

申同ホーム(☎5313-0008 FAX3308-0303)へ電話・FAX(記入例3面) 9月18日まで 先着20人

問高齢福祉課 ☎5432-2397 FAX5432-3085

音訳ボランティア養成講座(中級)

対区内在住で次の全てに当てはまる方

①音訳ボランティアとして活動中

②全6回参加でき、終了後に図書館のボランティアとして活動できる

③パソコン操作ができる

日9月30日、10月14・21・28日、11月11・

18日いずれも水曜午後2時～4時

場教育会館(弦巻3-16-8)

講成毛由紀子(都立中央図書館音訳講師)

申問へ申込書(図書館のホームページにあり)を郵送・持参 8月15日(必着)まで 選考10人

問中央図書館

☎3429-1811 FAX3429-7436

図書館のホームページ▶

心身障害者医療費助成制度(マル障)

マル障受給者証を9月1日に更新します。

現在、マル障受給者証をお持ちで、要件に当てはまる方には、新しい受給者証を8月下旬ごろに送付します。更新に伴う手続きは不要です。

令和7年度(2025年度)は所得制限により対象外だった方が、令和8年度(2026年度)に対象となる場合は、新たに申請手続きが必要となります。

他要件や申請に必要なもの等詳しくは、**区HP**をご覧くださいか、お問い合わせください。

問障害施策推進課

☎5432-2388 FAX5432-3021

区HPQ 2696

知的障害者の健康・体力づくり講座(全3回)

対区内在住・在勤の18歳以上で愛の手帳をお持ちの方(初めての方優先)

日9月26日～10月24日の第2・4土曜午前10時30分～正午

費1回400円(指導料)

申ホームページ(二次元コード)、**問**へ電話・FAX(記入例3面。性別、生年月日も明記) 8月24日まで

場・**問**保健センター(松原6-37-10)

☎6265-7473 FAX6265-7429

内容・定員など詳しくは、ホームページ▶

ちょっとまって! お肉の生食

牛や豚、鶏等の肉には様々な菌が付いています。新鮮でも安全ではありません。生や加熱不十分な肉(鳥刺し、半生レバー、生焼けハンバーグ等)を食べたことによる食中毒が多発しています。肉は中心部まで十分に加熱しましょう。

加熱温度と時間の目安は、中心温度75℃で1分以上です。また、焼肉やバーベキューをする際は、生肉の菌が口に入らないように、生肉専用の Tongue や箸、皿を使い分けましょう。

問世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2911 FAX5432-3054

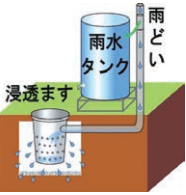


暮らし

暮らし 環境 住まい 街づくり

雨水浸透施設・雨水タンクの助成制度をご活用ください

区では、河川や下水道への雨水流入負荷軽減や、グリーンインフラの取組みの一環として、①雨水浸透施設②雨水タンクの設置をお願いしています。設置には、条件により費用の一部を助成する制度があります。



大雨の際は、浸水被害の軽減につながり、雨水タンクの雨水は、庭木の水やり等に活用できます。ぜひ設置をご検討ください。

他詳しくは、パンフレット(区政情報センター、豪雨対策・下水道整備課、みどり政策課、まちセンター等にあり)または**区HP**をご覧ください。

問豪雨対策・下水道整備課
☎6432-7963 FAX6432-7993

①**区HPQ 622** ②**区HPQ 629**

止水板の工事・購入費用を助成します

止水板とは、建物等への浸水を防止するために出入口や開口部に設置するパネルです。

対住宅・事務所等の所有者または使用者

	限度額	助成率
工事を伴う場合	100万円	個人＝5分の4
購入のみの場合	16万円	法人＝5分の3

他原則、事前申込みが必要。ただし、令和7年(2025年)7月10日～令和8年(2026年)3月31日に、すでに設置・購入した場合も助成の対象。

問豪雨対策・下水道整備課
☎6432-7963 FAX6432-7993 **区HPQ 31783**

豪雨等で屋内が浸水したときの消毒作業

浸水した家屋は、細菌やカビが繁殖しやすくなります。浸水した床や壁、家具等は、水道水で汚れをよく洗い流して水拭きをし、自然乾燥させることが重要です。自然乾燥後は、塩素系消毒剤を製品の説明書のとおり薄めて、布等に浸して拭いてください。

保健所による消毒作業は、床上浸水した屋内が

対象です。希望される場合は、水が引き、家具等の水拭きが終わった後にお問い合わせください。

問世田谷保健所生活保健課
☎5432-2903 FAX5432-3054



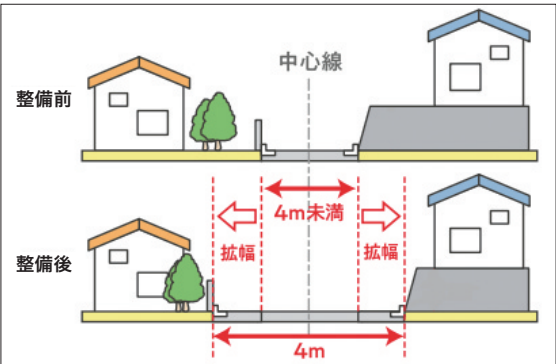
災害に強い街づくりのために道幅を4mに広げましょう

区内には幅員が4mに満たない道路(狭あい道路)がたくさんあります。狭あい道路は、緊急車両の通行を妨げる、災害時の避難を困難にする等、様々な問題の要因となります。

狭あい道路に接して家の建替えや増改築等を行う場合は、法律で定められた幅員4mの位置まで後退する必要があります。区では安全で災害に強い街づくりのため、後退した部分や角敷地の隅切り部分の整備工事を行っています。

工事にあたっては、建築主や関係権利者の承諾等、条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

問建築安全課 ☎6432-7187 FAX6432-7987



▲狭あい道路幅広化のイメージ

世田谷区いっせいで防災訓練(シェイクアウト訓練)に参加しませんか

シェイクアウト訓練とは、あらかじめ決められた時刻に、地震を想定した自分の身を守る行動をいっせいに取る約1分間の訓練です。

関東大震災等大規模震災の記憶を風化させないために、また、必ずいつかは来る地震に備え、地震発生時にいち早く自分の身を守る行動をと

れるよう、ぜひ訓練にご参加ください。

訓練想定／区内で震度6強を観測する地震が発生

訓練の方法／その場で自分の身を守る行動をとる

日9月1日(火)午前9時30分 ※訓練の開始は、防災行政無線、エフエム世田谷の放送や世田谷区災害・防犯情報メール、Xでお知らせします。

場各家庭、学校、職場等、その時あなたがいる場所



提供:効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

問災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014

区HPQ 15303

「世田谷区たばこルール」により、区内全域で道路・公園は禁煙です(加熱式たばこを含む)

世田谷のたばこルールは思いやり

●世田谷区たばこルール

たばこを吸う人と吸わない人がお互いに理解あい、区民、事業者、行政が協力してたばこマナーが向上するまちづくりを進めるため、「世田谷区たばこルール」を定めます。

- ①道路・公園では、指定喫煙場所を除いて喫煙禁止です。
- ②道路、公園、他人の土地などへの、吸い殻や空き缶などのポイ捨ては禁止です。
- ③家の外・店の前などの屋外では、公共の場所にいる人にたばこの煙で迷惑をかけないように配慮をお願いします。
- ④屋外の人々に開放された場所では、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙はしないようお願いします。
- ⑤事業者は、店舗・事務所などの敷地では、灰皿の撤去、移設や適切な喫煙場所の確保等の環境整備や、ルール周知の協力をお願いします。

問環境保全課

☎6432-7137 FAX6432-7981

区HPQ 4803

区内の指定喫煙所MAP▶



8面へつづく【暮らし】